

# JNEP news

Japan Network for Earth Environment and Prevention of Pollution (JNEP)

2018年4月

公害・地球環境問題懇談会

<http://www.jnep.jp/>

## 京都、東京、避難者(いわき) 3連続原発賠償請求判決報告 3.27院内集会



群馬原告 丹治杉江さん

京都・東京・避難者訴訟の三連続判決をうけての「3・27院内判決報告集会」には、全国各地の原告・弁護士・支援者が結集し、激励に駆けつけた国会議員11名・秘書4名と各界代表を含め250名が参加。国・東電の責任を問う裁判闘争の前進に確信を強めました。また集会では、3月8日の控訴審で火ぶた切った群馬に続く千葉訴訟など東京高裁段階のたたかいのステップとするため、横浜地裁全面敗訴判決から東京高裁における逆転判決を勝ちとった首都圏建設アスベスト訴訟から学ぼうと特別報告がおこなわれました。



### 目 次

#### 京都、東京、避難者(いわき)3連続原発賠償請求判決報告 3.27院内集会

情理を尽くしてたたかいます！皆さんと一緒に。.....	2
京都・東京・いわき支部の3判決をどう評価するか.....	3
夫も息子もアスベストにもっていかれて.....	4
埃にまみれてがむしゃらに働いたのに.....	5
建設アスベスト神奈川訴訟のたたかい.....	6
高畑勲監督を悼む.....	7
JNEP情報.....	7
活動日誌.....	9
ネモやんの福島便り.....	10

## 情理を尽くしてたたかいます！皆さんと一緒に。

原発事故群馬損害賠償裁判原告 丹治杉江

東京電力福島第一原子力発電所の事故が始まって7年。

今、被災地では「復興格差」がささやかれ、避難者に対しては理不尽な“国によるいじめ”としか思えないような事態が進行しています。放射能の不安がある地域への避難指示解除、賠償金の打ち切り、子供たちの甲状腺検査の縮小など、人間の尊厳にかかわる救済・支援が次々打ち切られるという棄民政策が進められ、尊い命が、いとも容易く奪われ続けているのです。

だれも責任を取らない原発事故の風化・忘却に抗うために、私たちの裁判で勝利判決が続けば、マスコミ報道も増え、国民が関心を持ち、国の政策も変わるかもしれないと期待し、頑張ってきました。

昨年3.17前橋地裁判決で、『津波の予見可能性があったのに東電は安全性よりも経済性を優先。国は東電の姿勢に対し規制責任を果たさなかった』として、国・東電に同等に過失・賠償責任あり！という画期的判決、事故は震災から人災であると認められました。「自主避難」の選択も社会通念に照らし、正当な行動と認められました。賠償額は私たちが被った被害ときちんと向き合ったものではなかったのですが、「責任論の勝利判決」は、本当に嬉しかったです。

しかし、あれから1年、残念ながら判決後の避難者の生活、何も変わらないどころか、無残に奪われていく様々な保障されるべき権利。避難者に対する差別・区別、好奇の目、経済的困窮。国と東電の加害者意識のない対応への怒りは日々深まるばかりです。

司法の場では何度も、原発という人類と共存できない発電のシステムと、それを稼働・推進する、到底人間としての倫理観のない人たちの正体が暴かれたのですから、法的断罪、救済を進めていただきたいと思います。

さらに、私たち自身は、原発事故による避難という選択も、とどまるという選択も、互いに尊重しあい、被災者同士、絶対に手を離さない。賠償金や居住地の違い、放射能被爆への考え方の違いなどで持ち込まれている孤立・分断に、抗う力を培わなければ、真の団結は作れません。

### 裁判闘争は新たな段階に

原賠群馬裁判はいよいよ東京高裁控訴審の闘いが始まりました。3月8日の第1回口頭弁論で、私は原発事故によりあまりにも多くの物を失った苦しみを原告代表として陳述しました。対し、国側代理人が陳述した内容は怒りと驚きを隠せないものでした。「安全神話」の下、国策として進められてきた原子力政策にもかかわらず原発事故は「予見できなかったから仕方ない」「原発施設への絶対的安全と相対的安全を理解していない“前橋地裁判決”は誤りである」などと言い出しました。

ふるさとを奪われ、仕事を奪われ、被ばくの不安や将来の生活設計に悩みながら暮らす被災者に対し、真摯に向き合うどころか自らの事故責任を放棄し、賠償は十分行われていると強調したのです。

原発再稼働を進める国としては、なりふり構わない反論でしょうが、「日本では過酷事故は起こらない」と安全神話を繰り返してきた事との矛盾はどうするのでしょうか。「今考えうる対策をしても原発事故は起こるのだ！」と自ら告白したのです。

絶対に負けられない裁判です。私たち原告は、法廷では弁護団を信頼し、法定外では支援してくださる方々と心ひとつにしっかり手を結び、「被災者早期救済と、原発いらない」の思いを、点から面へ広げてゆくことが大切だと思います。

私は、国と東電を相手に「人としての尊厳をまもる」ために裁判原告になりました。この裁判は、国が推進する核発電の本質的危険と欺瞞を暴き出す、未来の命のための闘いでもあります。

私は、皆さんのお力をお借りしながら、情理を尽くして訴え続けます。

私たちには7年間、ともに闘い続けてきた実績があり、それを次の世代に引き継ぐ責任もあります。

次回裁判は6月19日です。皆さんどうかご支援よろしく願いいたします。

# 京都・東京・いわき支部の3判決をどう評価するか

福島原発被害弁護団 弁護士 米倉 勉



## 1 3つの判決

3月15日に京都地裁、翌16日に東京地裁、そして22日に福島地裁いわき支部で、原発事故による損害の賠償を求める集団訴訟の判決が言い渡された。このうち京都と東京の原告は、ほとんどが区域外避難者であり、被告は東電と国である。いわき支部の避難者訴訟は、原告全員が区域内避難者であり、東電のみを被告としている。

## 2 責任論

京都判決、東京判決とも、重ねて国の賠償責任を認めた。これで、国を被告にした5つの訴訟において、4つの裁判所が責任を認めたことになる。唯一国の責任を否定していた千葉地裁判決も、津波の予見可能性や国の規制権限など、事実関係についての原告側の主張を受け入れており、実質的には限りなく認容判決に近い。

これで、本件事故について国に賠償責任があるという判断は、益々確固たるものとなり、この流れは今後も変わらないと思われる。控訴審での国の巻き返しを許さず、一層堅固なものになることを期待している。

## 3 区域外避難における損害論

政府が定めた避難指示対象地域以外の地域からの避難者(区域外避難者)には、事故と損害発生の因果関係を意味する「避難の必要性ないし相当性」を論証する必要がある。被告側は、20ミリシーベルト以下の被ばくによる健康影響を心配する必要はないという「20ミリシーベルト論」を掲げて、これを争ってきた。

しかし京都・東京地裁判決は、いずれも救済の範囲を広く認定し、原告の訴えを認めた。「自主的避難等対象区域」だけでなく、それ以外の区域外避難者について、かなり広く避難の必要性・相当性を認めている。

これは群馬判決以来の流れであり、原陪審の指針に示される国の政策に変更を迫るものである点で、大きな意義を持つ。

但し、判決は、避難の必要性を認める期間を狭く限定している。京都判決では、平成24年4月1日までに避難したことを条件としたうえで、避難開始から2年間だけを「相当な期間」とした。東京地裁は、さらに短く平成23年12月31日まで(子どもと妊婦は平成24年8月末まで)を相当な期間とした。

しかし、この限定は避難者の実感から乖離している。現に、今も大半の原告が避難先にとどまり、不安定な生活に苦しんでいることを直視すべきである。京都判決は、こうした限定の理由として、2年も経過すれば新たな生活が安定するに十分だと述べているが、避難生活というものの本質を理解していないように思える。普通の転居ではなく、危険を避けるための逃避行動なのだから、避難生活は本質的に異常事態における仮の住まいであって、何年たっても安定することがない。

また、終期として挙げられる平成23年12月31日とか翌年4月というのは、政府の冷温停止状態宣言を理由の1つにしている。しかし、これが全くの政治的パフォーマンスであったことは明らかであり、この判断には失望せざるを得ない。

次に、賠償の水準が問われている。判決は、生活費の増加や、交通費、家財の購入など、様々な支出に関わる損害を比較的丁寧に認めているが、それは避難者の生活が無権利状態であり、いかに経済的な負担を強いられているかという実情を反映したものともいえよう。

その反面で、精神的苦痛や無形の損害である慰謝料の低さが問題であり、京都判決では30万、60万。東京判決は70万から200万で、百数十万円が中心の損害認定である。私は、これだけの金額の賠償を、判決が広く多数の原告に認めたことの意味は大きいと考えるが、その金額は非常に不十分だと思う。その根本的な原因は、被害の本質を示す「被侵害利益」を、居住地決定権・自己決定権という意思決定の自由への侵害に矮小化していることであり、その先に生じる実害部分(避難生活の苦痛や、地域生活利益の喪失)を認めようとしないうちにありと思われる。

これは、区域外避難者の損害賠償の根幹に関わる課題であろう。

#### 4 区域内避難の損害論

いわき支部の判決は、慰謝料の損害要素として、避難生活による苦痛の他に、故郷の喪失による損害を認めた。これは、千葉判決に続く重要な前進である。ただし判決は、この2つの損害を個別に評価せず、包括的・総合的に算定するとした。そして、帰還困難区域、居住制限区域、解除準備区域は、既払い金を除いて、一律に150万円の慰謝料。旧緊急時避難準備区域については、同様に一律70万円という評価を下した。

ここでも判決が、原賠審の指針が認める賠償基準では不十分だとして、一律に一定額の支払を命じたことは重要である。指針の賠償基準としての一般的な通用性・規範的価値が否定されたことを意味するからである。

しかし、その金額は非常に不十分である。その原因であり問題とされるべきは、判決が、指針の基礎をなす「帰還政策」に追従していることではないか。すなわち、避難指示が解除されれば地域は回復し、損害はなくなるという政策的なスキームを示している指針を、裁判所が批判的に検討し、あるべき賠償基準を定立しようとしなかったことである。そのために、地域社会の喪失という被害の内容と程度を明確にすることを避けて、を曖昧化した。その結果、甚大な無形の財産的損害と、これによる深刻な喪失感(精神的苦痛)が、適正な水準で賠償されない結果となる。

このような意味での帰還政策への追従は、京都・東京判決における、上記のような損害把握にも表れている。

また、家財や住宅の賠償を時価による評価(中古価)にとどめ、再取得価格による賠償を否定したことは、生活再建・原状回復という点で、大きな課題を残している。

#### 5 今後の方向と展望

まず、国が指針として設定した賠償の水準が、裁判所の司法審査によって不十分だとされたことが重視されるべきである。

その上で、今後、国が東電とともに法的責任を負っていることを前提として、この指針が全面的に改められ、適正な水準に引き上げられることが必要である。そこでは、地域生活の喪失とこれに伴う避難者(地域住民)に対する重大な権利侵害という、これまで欠落していた賠償が追加されるべきである。

そして、全国の何万人に及ぶ避難者、さらには何十万人の居住者の被害について、これ以上裁判の遂行という負担を強いることなく、全面的な問題解決がなされるべき段階ではないだろうか。

以上

3・27院内集会に続く国(経済産業省)・東京電力交渉の報告が阿部哲司弁護士から寄せられていますが、紙面の都合上次号に掲載することをお詫び致します。なお、直後に東電から「ADR和解拒否」の回答(連絡)があり、次号では最新の交渉報告を掲載する予定です。

## 夫も息子もアスベストにもっていかれて

首都圏建設アスベスト訴訟埼玉原告 大坂春子



私の夫は大工でした。人様が安らぐべき家を作ることに責任と誇りを持ち50年間頑張ってきました。頑固なだけに自分にも、しこったま厳しい人でした。そんな姿を見てきた息子は「大きくなったらお父さんみたいな大工になるんだ。そしてお母さんに僕がお家を作ってあげるからね。」が口癖だった。

意思は固く自分も一人前の大工となり、3人で楽しく仕事をしてきました。2003年には夫を、2014年には息子までもアスベストにもっていかれました。楽しかった我が家でしたが、いまは一人ぼっちで暮らしています。

いたって元気だった夫は突然の発症でした。病名もわからず病院をたらいまわしにされ、そのうえ最後は解剖をしましたがなかなか病名もわからず、3か月後悪性胸膜中皮腫だったことが判明しました。

入院中外泊が許可され、家に帰って来たとき、お風呂に入れてあげようとしたその時、自分の体を見た夫は「俺がなんでこんな病気にならなきゃならないんだ、何にも悪いことをしてこないのに、なんでなんだよ、なんでこうなるんだよ。」と大粒の涙をボロボロ流し男泣きされた。

かわいそうでたまりません。68kg～70kgあった体重がこの時は40kg位だった。筋肉もりもりだった人がガリガリで見る影もなく、ショックも大きかったと思った。無言で二人でずーっと泣いていたことを思い出します。

夫が亡くなってしばらく立ち上がれなかった。何度も思った。気を取り直し頑張らねばと。こんな私の姿を見て、息子は言いました。「母さん、これからは俺がおやじ代わりとなって頑張るから母さんも元気出してくれよ。大丈夫だから」心強い息子の言葉だった。

その後私も仕事に出ようとしたら、「母さん、母さんはもういい。今までずうっと頑張ってくれた。これからは母さん自分の好きな事をして楽しめばいいよ」と一人で頑張ってくれました。

2014年、まさかの事が、夫と同じ胸膜中皮腫との事。芝病院でも見てもらった。ペット検査もしたがこの時は異常なしと言う言葉で私も安心した矢先、見つかった時は、3・4cmで手遅れとのこと。なんでこうも運がわるいのか。わがままなど一度も言った事がなかった息子が、この朝は病室にいったら、自分で何かを悟ったのでしょうか。「お母さん、今日は帰らないでね。」「わかった、今日はずうっとついているから」と言ったら、ほっとした顔でずうっと私の顔を見ていた。いきなり泣きながら「母さん、俺まだ死にたくないよ。死にたくない。まだまだ一杯やりたいことあるのに。これが最後の言葉だった。

なんでこう運が悪いのか、とにかく悔しい思いです。今の自分にもプラークが出ています。3月14日の判決では嬉しい判決を勝ち取れましたが、私は思います。被告企業が断罪されないのはおかしいと思います。これだけ多くの被害者を苦しめているのだから、国と企業とで救済する救済基金制度を作ってほしい。そして被害者全員救済されるまで私たち原告は先頭に立ち団結して頑張ることを誓い決意表明といたします。ありがとうございました。

## 埃にまみれてがむしゃらに働いたのに

首都圏建設アスベスト訴訟かながわ原告 望月道子



首都圏アスベスト訴訟神奈川原告の望月です。私たち原告は力強い弁護団に支えられています。

そして組合関係の方、支援して下さる皆様に支えられてここまで頑張ってこられました。皆様に感謝もうしあげたい。

私は30年個人事業主として、建設現場のハウス・クリーニング業を営んできました。小中学校の改修工事や、一般木造住宅の引渡し前の清掃が主な仕事でした。当時の建設現場は高度成長期とバブルが重なり、建設ラッシュで次から次へと仕事が入り、埃にまみれ、私たち労働者は皆がむしゃらに働いてきました。

私たち建設労働者はアスベストの危険性は全く知らされることはなく、働き続け、多くの仲間の命が奪われ、重篤な健康被害をもたらしています。

私はアスベストの暴露により、治ることのない進行性の肺がんを患っています。抗がん剤で癌が暴れない様に抑えている状態ですので、この活動がどこまで出来るのか？不安はありますが、解決を見ることもなく無念の思いで、亡くなられた方々の思いをつないでいけたらと思っています。

昨年秋に公害被害者総行動の合宿に参加した時に、浪江町津島原発訴訟の方から「ふる里津島」のDVDを頂き拝見しました。

そこには事故前の津島地区の美しい山河があり、子供からお年寄りまでが仲睦まじく、お祭りや運動会など数々の行事を楽しむ姿や、受け継がれた伝統芸能、そこには穏やかな日常がありました。仕事を奪われ、希望を奪われ、かけがえのないふるさとを奪われ、その悲しみや辛さを思うと胸がいっぱいになりました。

高度成長期に発生したさまざまな公害で苦しんでいる人が大勢いるのに国は、国は被害にきちんと向き合っていないから、新たな被害を食い止めることができているのです。二度とこのような悲劇を無くすために、原発がなくなることを切に願います。

## 建設アスベスト神奈川訴訟のたたかい

神奈川県建設労働組合連合会 内藤賢介

私たち建設アスベスト神奈川訴訟は、2008年に第1陣が横浜地裁に提訴しました。2012年に全国初の判決でしたが、原告全面敗訴という信じられない判決でした。

当時、全面敗訴判決を受けて、このままのたたかいでは東京高裁で逆転することは困難、どうすれば勝てるのかと、神奈川原告団、弁護団、支援する建設組合では、法廷のたたかいはもちろん、法廷外のたたかい、支援の輪を大きく広げて解決を求める世論で裁判所を動かそうと議論し、2014年に「建設アスベスト訴訟を支援する神奈川の会」を立ち上げました。支援する会には100を超える団体・個人が加盟していただき、署名や街頭宣伝、裁判傍聴の支援、また、アスベスト問題を広く知らせようとシンポジウムや学習会を開いて活動をしています。

2014年には第2陣原告団が提訴しました。たたかう仲間を増やし、まだ被害が終わっていないことを裁判所と世論に訴えてきました。

全国では、2008年の横浜地裁の敗訴判決以降、東京・福岡・大阪・京都・札幌と国の責任を一部認める判決を勝ち取ることができました。全国の原告団、弁護団、支援する仲間が団結を深め、各地のたたかい一つ一つを全国一丸となって取り組んできた成果だったと思います。

こうした流れの中で、神奈川1陣訴訟は東京高裁のたたかいをすすめてきましたが、法廷では、東京高裁の裁判長は、審議を尽くさずに結審する姿勢を示してきました。私たちは、なんとかして、証人尋問を実現して、逆転勝利判決を勝ち取ろうと、毎週、裁判所前でビラをまき、署名を持って裁判所要請も行いました。全国からの署名は約150万筆に達しました。

その結果、原告本人尋問を実施させることができ、昨年10月、国と建材メーカーの責任を認める東京高裁判決、2陣の横浜地裁判決を勝ち取ることができました。まさに、支援の力、世論の力で裁判所を動かすことができた結果だったと思います。

さらに今年3月14日には、ついに、一人親方や事業主も含め、原告ほぼ全員を救済するという、私たちが当初から目標にしていた全員救済という、待ちに待った判決を東京高裁で勝ち取ることができ、関西では、大阪高裁で和解勧告がだされ、解決に向けた新たな局面を迎えています。

私たちのたたかいは、今年10年を迎えます。横浜地裁全面敗訴判決から這い上がり、たたかいの輪を広げ、一步ずつ判決を積み重ねる地道なたたかいを続けて、ここまで来ることができました。

多くの仲間のみなさんのご支援、励ましのおかげだと思っています。

しかしここからが、私たちのたたかひの正念場です。私たちは、裁判をせずに、すべての建設アスベスト被害者への補償を実現することを目標にたたかっています。

そのために、国と建材メーカー、ゼネコンが拠出をしてつくる「補償基金制度」の創設を求めています。

主要な建材メーカーは、私たちとの交渉の中で、「国が制度をつくるなら検討する」といった回答を示しています。

国が決断さえすれば、基金制度をつくり、裁判を解決することができるところまでできていると思っています。

全面解決させるまで、私たちは最後まで頑張っていく決意です。

## 高畑勲監督を悼む

公害・地球環境問題懇談会 事務局長 橋本 良仁

4月5日、アニメーション映画監督の高畑勲さんが亡くなりました。心からお悔やみを申し上げたい。生前、公害・地球懇の活動に対して監督から暖かいエールを送っていただいたことがある。

3年前、公害・地球懇は映画演劇労働組合連合会の協力で、「地球の温暖化をとめて2 未来につなげ」のDVDを製作した。このDVDを映演労連役員でDVD製作スタッフの一人だった高橋邦夫さんが高畑監督にお贈りしたところ、監督から暖かい励ましの言葉と多額のカンパをいただいた。監督は映画人9条の会の代表委員として積極的に活動され、全国を駆け回り戦争のない社会、とりわけ平和の大切さを訴えられた。

私ごとであるが、30年以上前、二人の娘たちと毎週テレビで放映された「アルプスの少女ハイジ」を楽しんで見たことを思い出す。ドキュメンタリー映画「柳川掘割物語」(87年)は仲間たちと映画鑑賞実行委員会を立ち上げ多くの方に鑑賞してもらった。監督が製作した映像の一コマ、一コマは観る人の心をほっこりと温めた。高畑監督の遺志を引き継ぎ、今後とも地球温暖化問題に取り組みたいと思う。



### 高畑勲監督の略歴

1935年三重県生れ。東大仏文科卒業後、東映動画入社。1968年、「太陽の王子 ホルスの大冒険」でアニメーション映画監督デビュー。組合活動にも積極的に参加し組合や仕事をともにした宮崎駿監督とスタジオジブリを設立した。88年には「火垂るの墓」、「おもいでぼろぼろ」(91年)、多摩丘陵の自然破壊を告発し開発志向の人間と戦う「平成狸合戦ぽんぽこ」(94年)、「ホーホケキョとなりの山田くん」(99年)、「かぐや姫の物語」(2013年)など多数。

## JNEP情報(2018年4月)

日本原子力発電  
東海第二原発で立地周辺自治体と協定

日本原子力発電は、東海第二原発について立地自治体の東海村に加え30km圏の水戸市、那珂市、日立市、ひたちなか市、常陸太田市の6市と協定をむすび、事前協議により実質的に6市村の事前了解を得る仕組みとするとし、立地自治体以外で初めて事前了解を認めた。

自治体側は、一市村でも反対すれば再稼働できないと認識。日本原電の村松社長も、ひとつの自治体でも意見がある場合は協議打ち切りはしないと発言した。

### 巨額の国民負担をさせた東京電力が日本原電支援

11月に運転開始40年になる東海第二原発の再稼働と60年運転を目指す日本原電は、安全対策に必要な1700億円以上の資金を東京電力と東北電力の支援を受け調達すると発表した。東京電力は3月30日の取締役会で支援を決定した。東京電力は国の管理下にあり、また世耕経済産業大臣も4月10日の記者会見で支援を認めた。

東京電力は、除染・損害賠償などの費用負担について、経済産業省試算でも22兆円、日本経済研究センターの試算では70兆円と予測される巨額の国民負担をさせている。

### 経済産業省審議会・懇談会、エネルギー基本計画審議

経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会はエネルギー基本計画の改定の議論で2030年にむけたエネルギー政策について、また「エネルギー情勢懇談会」は2050年にむけたエネルギー政策について審議している。

2030年にむけた議論で、総合資源エネルギー調査会は、現在の2030年エネルギーミックス、電力は原発20～22%、石炭26%、再生可能エネルギー22～24%などを変えない方向である。

2050年にむけ、4月10日の「エネルギー情勢懇談会」は経済産業省の出したとりまとめ案に沿って、世界のトレンドは「脱炭素化」で「再生可能エネルギー」を主力電源と位置づけるものの、再生可能エネルギーだけではエネルギーを担えないとして、原子力、化石燃料の脱炭素化など大規模集中システムも含む(より重視する?)「野心的な複線シナリオ」をとるとしている。

「エネルギー基本計画」の見直しを求める署名運動に取り組む四団体(eシフト、首都圏反原発連合、原発をなくす全国連絡会、JNEP)は共同の署名提出院内集会を5月23日(水)16:00から衆院第2議員会館第1会議室で開催する。

### 静岡市清水区のLNG火力計画中止

石油大手JXTGが静岡市清水区に新設を計画していたLNG火力発電の中止を発表した。まちづくりや景観など地元で反対運動が展開、静岡県知事、静岡市長も反対を表明していた。

### 仙台市の2つめの石炭火力計画から四国電力が撤退

仙台市では関西電力と伊藤忠エネクスとの11.2万kWの石炭火力が運転開始、続いて住友商事と四国電力が11.2万kWの石炭火力建設を計画している。このうち四国電力はこの計画から撤退すると発表した。住友商事の態度は不明。

### 四国電力、伊方原発2号の廃止決定

四国電力は、1982年3月の運転開始から36年が経過した伊方原発2号の廃止を発表した。四国電力は1977年9月運転開始の伊方1号も既に廃止決定、伊方3号は裁判所の運転差止決定で停止している。

### 川内原発で核燃料棒から放射性物質漏れ 再稼働めざす玄海3号は配管に1センチの穴

九州電力川内原発1号で、核燃料棒から放射性物質が漏れていることが判明した。一次冷却水の放射性ヨウ素濃度が上がり、九電が点検していた。

九州電力玄海原発3号は再稼働準備で蒸気漏れがあり点検していたところ、二次配管に1センチもの大きな穴が見つかった。九電は配管を交換したが、今後の見通しは不明である。

### 高校の講演会に北海道経済産業局が圧力

北海道のニセコ町立ニセコ高校でのエネルギー問題の講演に対し、北海道経済産業局資源エネルギー環境部の八木雅浩部長らが講師(北海道大学大学院助教)を訪れ、原発事故写真を見せるのは印象操作、原発は本当に安いのかという部分については別の見方があるなどと話した。講演は経済産業省のエネルギー教育モデル校事業。さらに隣の倶知安町は同じ事業で、いったん同じ講師を内定しながら、北海道経済産業局の推薦する別の講師に変更した。世耕経済産業大臣は誤解を招いた、反省する、同制度を2019年度以降廃止すると表明した。

### NGOが石炭火力の大気汚染影響シミュレーション公表

環境NGOの気候ネットワークとグリーンピースは、建設計画中の石炭火力発電所43基が運転した場合の大気汚染物質つまり硫酸化物、窒素酸化物、PM2.5の大気中濃度を図示するシミュレーションを公表した発電所を選んでその広がりを図示できる。試算の前提はホームページに書かれている。内容は気候ネットワーク、グリーンピース、石炭発電、あるいは「石炭汚染マップ」でホームページを検索してほしい。

## 公害・地球懇 活動日誌

## 3月

- 1日(木)◇「風の会」運営委員会  
 4日(日)◇ミナマタ全国連会議  
 ◇原発をなくす3・4全国集会(日比谷野外音楽堂)  
 5日(月)◇ミナマタ東京支援連絡会  
 5日～6日(火)◇原発訴訟支援(3・27院内集会)要請オルグ  
 6日(火)◇原訴連・全弁連「経産省交渉」の事前折衝  
 7日(水)◇原発かながわ訴訟口頭弁論(横浜地裁)  
 8日(木)◇原発群馬訴訟控訴審口頭弁論(東京高裁)  
 9日(金)◇東京あおぞら連絡会常任理事会  
 12日(月)◇原発被害者訴訟支援「東京・首都圏連絡会」第2回役員会  
 14日(水)★首都圏建設アスベスト訴訟東京高裁判決  
 国の責任を八度断罪！一人親方の救済認める。  
 15日(木)★原発京都訴訟判決 国の責任・区域外避難認める。  
 16日(金)★原発東京訴訟判決 国の責任を四度断罪！  
 19日(月)◇JNEP常任幹事会  
 19日(月)～20日(火)  
 ◇国会議員要請(3・27院内集会出席の再要請)  
 20日(火)◇玄海原発差止仮処分の却下決定。  
 21日(水・祝)◇さよなら原発大集会(代々木公園)  
 21日(水)～22日(木)  
 ◇プレ現地調査・避難者訴訟判決行動参加  
 22日(木)★原発避難者訴訟判決 不当判決に怒り！  
 23日(金)◇建設アスベスト全面解決を求める3・23大集会  
 (日比谷野外音楽堂)  
 ◇よみがえれ！有明海訴訟支援の最高裁前宣伝 /最高裁要請  
 /院内集会。  
 ◇「原発と人権」集会実行委員会  
 26日(月)◇第43回公害総行動「交渉責任者会議」  
 27日(火)★三連続判決合同「3・27院内集会」参加者250名以上  
 ◇経産省交渉(拒否)～東電交渉  
 28日(水)◇ミナマタ東京訴訟「裁判長忌避」宣伝行動  
 ◇第28回環境公害セミナー開催企画の検討  
 29日(木)◇原発千葉原告を支援する会「お花見」(千葉・猪鼻城公園)  
 30日(金)◇フクシマ現地調査実行委員会  
 32日(土)◇シンポジウム「グローバリズムは私たちを幸せにするか!?!」  
 (映画「幸せの経済学」上映)

発行 : 公害・地球環境問題懇談会 (公害・地球懇/JNEP)  
 連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10F  
 TEL 03-3352-9475 FAX 03-3352-9476  
 郵便振替 : 00140-1-80892 加入者 公害・地球環境問題懇談会  
 URL : <http://www.jnep.jp/>

ネモやんの福島便り

## 第22回：故郷が半分 異郷が半分 ～古希に至るまで～

「生業(なりわい)・福島原発訴訟」原告 根本 仁

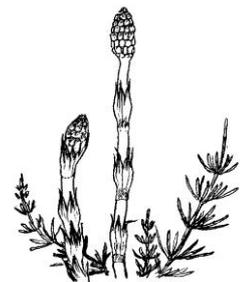
「古希」の祝いは数え年で行なうものですが、昨年(2017年)の3月16日は21日に「生業裁判」の結審日が迫っており、報告集会で販売するための『証言集』の印刷・製本に追われて「古希」の祝いはどこかに吹っ飛んでしまいました。そこで今年は満年齢での「古希」祝いとなるはずでしたが、2月14日から12日間の緊急入院。入院中に原因の除去・手術を受け、退院後は通常の暮らしに戻りましたが、食事は「塩分1日6グラム、お酒は1日1合」を医師から指示されました。

4月には元の職場の同窓会が待っていました。NHK昭和46年入局の番組制作ディレクターの「同期の桜」の集まりです。その名も「46(よんろく)会」、開催日は4月6日でした。今回の出席者は26名と全会員のちょうど半分。入局してから2ヶ月の研修のあと内示を受け、北は北海道から南は九州まで、復帰前の沖縄を除く全国各地に散っていった仲間たちとの「46会」での再会でした。

数え年での「古希」、その前後に私の身に起きた出来事。それは私の70年を振り返らせることになりました。高校までの18年を福島で育ち、東京での学生生活5年を経て全国のNHK放送局を渡り歩いた30年。2001年に赴任した仙台放送局には福島市の自宅から高速バスで通うことにし、35年ぶりの故郷での暮しに復帰しました。異郷での35年、そして高校までの18年と53歳で福島に戻ってきたからの17年で合わせて35年。ちょうど「故郷が半分 異郷が半分」になりました。

異郷での勤務地は佐世保(長崎県北部)、長崎、大阪、東京、沖縄。手がけた仕事はローカル番組、ドキュメンタリー、インタビュー、ドラマ、歌、お笑い、と様々な分野を経験しました。

異郷で学んだことで特筆したいのは大阪・関西。「〇〇でだまされた」というニュースを聞けば「だました奴が悪い。被害者はかわいそう」というのが福島・東北・関東での反応です。しかし、関西では「だまされる方がアホや。だます方がよっぽど頭使うとるで」、ときます。関西人の人間観察の鋭さに感嘆しました。これに対して35年の異郷での暮らしを経て、改めて見つめ直した故郷・福島はどうか。「これをやれば・これを言えば、人様に何と言われるか」という、他者からの目に気を使う風土はまだまだ根強いと感じています。自己主張があまりに希薄なところに改めて強く気付かされています。そこで私は異郷で感銘を受けたことを福島に伝えたい！と強く意識しています。そのために「本気で、本音で、思いっきりしゃべってみっぺよ」と訴えるとともに、「あれダメ、これダメ、それヤメロ」の口癖を少なくすることを、じんわりと提唱しているところです。



おくださがこ